荒川・中川流域別下水道整備総合計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく水質汚濁 に係る環境基準の類型指定がされた荒川及び中川の流域について、下水道法(昭 和33年法律第79号)第2条の2に基づき策定された荒川流域別下水道整備総 合計画及び中川流域別下水道整備総合計画を検討(見直し)するため、荒川・中 川流域別下水道整備総合計画検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 荒川流域における流域別下水道整備総合計画の検討(見直し)に係る企画、 調査及び研究に関すること。
 - (2) 中川流域における流域別下水道整備総合計画の検討(見直し)に係る企画、 調査及び研究に関すること。
 - (3) その他、計画の検討(見直し)に関し、必要と認める事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
 - 2 委員長は、下水道局長をもって充てる。
 - 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
 - 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(運営)

- 第4条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。
 - 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。
 - 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(幹事)

- 第5条 委員会に幹事会を置き、幹事長及び幹事をもって組織する。
 - 2 幹事長は、下水道局下水道事業課副課長をもって充てる。
 - 3 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事会)

- 第6条 幹事会は、委員会の決定した方針に基づき必要な業務を執行する。
 - 2 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集する。
 - 3 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に幹事以外の者の出席を求める ことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務は、下水道局下水道事業課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

(付則)

- この要綱は、令和2年10月28日から施行する。
- この要綱は、令和3年 7月29日から施行する。
- この要綱は、令和3年 9月 3日から施行する。
- この要綱は、令和4年 4月15日から施行する。

(令和4年4月現在)

番	委員	所 属	職名	荒川流総	中川流総	備考
号		771		対象委員	対象委員	VII3 3
1	委員長	埼玉県下水道局	局長	0	0	
2	委 員	茨城県土木部都市局	下水道課長	_	0	
3	委 員	さいたま市建設局下水道部	参事(兼)下水道計画課長	0	\bigcirc	
4	委 員	さいたま市環境局環境共生部	参事(兼)環境対策課長	0	\bigcirc	
5	委 員	埼玉県企画財政部	計画調整課長	0	\bigcirc	
6	委 員	埼玉県企画財政部	土地水政策課長	0	\bigcirc	
7	委 員	埼玉県環境部	水環境課長	0	\bigcirc	
8	委 員	埼玉県産業労働部	企業立地課長	0	\circ	
9	委 員	埼玉県農林部	農村整備課長	0	0	
10	委 員	埼玉県農林部	畜産安全課長	0	\bigcirc	
11	委 員	埼玉県県土整備部	参事(兼)河川砂防課長	0	\bigcirc	
12	委 員	埼玉県県土整備部	河川環境課長	0	0	
13	委 員	埼玉県都市整備部	都市計画課長	0	0	
14	委 員	埼玉県下水道局	参事(兼)下水道事業課長	0	0	

別表 2

荒川・中川流域別下水道整備総合計画検討委員会幹事会

(令和4年4月現在)

番	幹事	所 属	職名	荒川流総	中川流総	備考
号				対象委員	対象委員	
1	幹事長	埼玉県下水道局下水道事業課	副課長	\circ	\circ	
2	幹事	茨城県土木部都市局下水道課	係 長	_	0	企画担当
3	幹事	さいたま市建設局下水道部下水道計画課	係 長	\circ	0	
4	幹事	さいたま市環境局環境共生部環境対策課	課長補佐(兼)係長	\circ	\circ	
5	幹事	埼玉県企画財政部計画調整課	主 査	\circ	\circ	計画・地方創生担当
6	幹事	埼玉県企画財政部土地水政策課	主 査	\circ	0	水計画調整・水源地域対策担当
7	幹事	埼玉県環境部水環境課	主 査	\circ	\circ	水環境担当
8	幹事	埼玉県産業労働部企業立地課	主 幹	\circ	0	企業誘致担当
9	幹事	埼玉県農林部農村整備課	主 幹	\circ	0	農村環境担当
10	幹事	埼玉県農林部畜産安全課	主 幹	\circ	0	総務・畜産企画担当
11	幹事	埼玉県県土整備部河川砂防課	主 査	\circ	0	計画調査・流域治水担当
12	幹事	埼玉県県土整備部河川環境課	主 査	\circ	\circ	河川維持担当
13	幹事	埼玉県総合治水事務所	担当課長	\circ	0	調査担当
14	幹事	埼玉県都市整備部都市計画課	主 査	\circ	0	都市計画担当
15	幹事	埼玉県荒川左岸南部下水道事務所	担当課長	\circ	_	工務・修繕担当
16	幹事	埼玉県荒川右岸下水道事務所	担当課長	\bigcirc	_	工務・修繕担当
17	幹事	埼玉県荒川左岸北部下水道事務所	担当課長	\circ	0	工務・修繕担当
18	幹事	埼玉県中川下水道事務所	担当課長	_	0	工務・修繕担当
19	幹事	埼玉県下水道局下水道事業課	主 幹	\circ	0	建設担当
1	専門幹事	国立研究開発法人土木研究所 流域水環境研究グループ水質チーム	主任研究員	0	0	
2	専門幹事	国土交通省国土技術政策総合研究所 下水道研究部下水処理研究室	研究官	0	0	